介護サービス事業者

基準確認シート

（令和６年度版）

訪問入浴介護

及び

介護予防訪問入浴介護

指定番号

事業所名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日



基準確認シートについて

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

２　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

３　留意事項

1. 事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
2. 令和６年４月の改正・適用部分には下線を附しています。

|  |
| --- |
| 「根拠法令」の欄は、次を参照してください。 |
| ○ | 条例 | … | さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号） |
| ○ | 予防条例 | … | さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第69号） |
| ○ | 法 | … | 介護保険法（平成９年12月17日法律第123号） |
| ○ | 施行令 | … | 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○ | 施行規則 | … | 介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号） |
| ○ | 「平11厚令37」 | … | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） |
| ○ | 「平11老企25」 | … | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平12厚告19」 | … | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| ○ | 「平12老企36」 | … | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平18厚労告127」 | … | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| ○ | 「平27厚労告94」 | … | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| ○ | 「平27厚労告95」 | … | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| ○ | 「平27厚労告96」 | … | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |
| ○ | 「高齢者虐待防止法」 | … | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号） |

基準確認シート　目　次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| **第1** | **一般原則** |  |
| 1-1 | 一般原則 | 2 |
| **第2** | **基本方針** |  |
| 2-1 | 訪問入浴介護の基本方針 | 2 |
| 2-2 | 介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 2 |
| **第3** | **人員に関する基準** |  |
| 3-1 | 用語の定義等 | 2 |
| 3-2 | 従業者 | 3 |
| 3-3 | 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 | 4 |
| 3-4 | 管理者 | 4 |
| **第4** | **設備に関する基準** |  |
| 4-1 | 設備及び備品等 | 4 |
| 4-2 | 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | 5 |
| **第5** | **運営に関する基準** |  |
| 5-1 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 5 |
| 5-2 | 提供拒否の禁止 | 6 |
| 5-3 | サービス提供困難時の対応 | 6 |
| 5-4 | 受給資格等の確認 | 6 |
| 5-5 | 要介護認定の申請に係る援助 | 6 |
| 5-6 | 心身の状況等の把握 | 7 |
| 5-7 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 7 |
| 5-8 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 7 |
| 5-9 | 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 7 |
| 5-10 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 7 |
| 5-11 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 7 |
| 5-12 | 身分を証する書類の携行 | 8 |
| 5-13 | サービスの提供の記録 | 8 |
| 5-14 | 利用料等の受領 | 9 |
| 5-15 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 10 |
| 5-16 | 訪問入浴介護の基本取扱い方針 | 10 |
| 5-17 | 介護予防訪問入浴介護の基本取扱い方針 | 10 |
| 5-18 | 訪問入浴介護の具体的取扱方針 | 11 |
| 5-19 | 介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | 12 |
| 5-20 | 介護職員等による喀痰吸引等について | 12 |
| 5-21 | 利用者に関する市町村への通知 | 13 |
| 5-22 | 緊急時の対応 | 13 |
| 5-23 | 管理者の責務 | 13 |
| 5-24 | 運営規程 | 14 |
| 5-25 | 勤務体制の確保等 | 14 |
| 5-26 | 業務継続計画の策定等 | 16 |
| 5-27 | 衛生管理等 | 17 |
| 5-28 | 掲示 | 19 |
| 5-29 | 秘密保持等 | 20 |
| 5-30 | 広告 | 21 |
| 5-31 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 21 |
| 5-32 | 苦情処理 | 21 |
| 5-33 | 地域との連携等 | 22 |
| 5-34 | 事故発生時の対応 | 22 |
| 5-35 | 虐待の防止 | 23 |
| 5-36 | 会計の区分 | 25 |
| 5-37 | 記録の整備 | 26 |
| 5-38 | 電磁的記録等 | 26 |
| **第6** | **変更の届出等** |  |
| 6-1 | 変更の届出等 | 27 |
| **第7** | **介護給付費の算定及び取扱い** |  |
| 7-1 | 訪問入浴介護費の算定 | 28 |
| 7-2 | 介護予防訪問入浴介護費の算定 | 28 |
| 7-3 | 高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様） | 28 |
| 7-4 | 業務継続計画未策定減算（介護予防も同様） | 28 |
| 7-5 | 介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 | 28 |
| 7-6 | 介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 28 |
| 7-7 | 清拭・部分浴 | 29 |
| 7-8 | 事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建に居住する利用者に対する取扱い | 29 |
| 7-9 | 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 30 |
| 7-10 | 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 30 |
| 7-11 | 初回加算(介護予防も同様) | 30 |
| 7-12 | 認知症専門ケア加算(介護予防も同様) | 31 |
| 7-13 | 看取り連携体制加算 | 32 |
| 7-14 | サービス提供体制強化加算(介護予防も同様) | 34 |
| 7-15 | 介護職員等処遇改善加算(介護予防も同様) | 36 |
| **第8** | **その他** |  |
| 8-1 | サービス利用前の健康診断書の提出 | 38 |
| 8-2 | 介護サービス情報の報告及び公表 | 38 |
| 8-3 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 38 |

**事業所概要**

**サービス提供体制等**

|  |  |
| --- | --- |
| たんの吸引等を行う事業所の登録 | [ ] 　登録喀痰吸引等事業者[ ] 　登録特定行為事業者 |
| 併設又は隣接する高齢者向け集合住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」） | （　[ ] 有　・　[ ] 無　）「有」の場合、当該高齢者向け集合住宅の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 他の併設事業所の種別（介護サービス） | 例）居宅介護支援、訪問看護 |

**実利用者数　（利用者の区分・暦月ごとの実利用者の数）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者の区分 | 基準月の前々月 | 基準月の前月 | 基準月：運営指導の実施月の前々月 |
| 令和　　　年　　　月 | 令和　　　年　　　月 | 令和　　　年　　　月 |
| 要介護者 |  |  |  |
| 要支援者 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |
| ３か月間の利用者数の平均　（合計 ÷ ３） |  |

|  |
| --- |
| 基準確認シート(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護) |
| 自主点検項目 | 自主点検のポイント | 点検結果 | 根拠法令 |
| 第１　一般原則 |
| 1-1一般原則 | ①利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。  | [ ] はい[ ]  いいえ | 条例第3条第1項予防条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |
| ②地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第3条第2項予防条例第3条第2項平11厚令37第3条第2項 |
| ③利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第3条第3項予防条例第3条第3項平11厚令37第3条第3項 |
| ④法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、サービス提供を適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第3条第4項予防条例第3条第4項平11厚令37第3条第4項 |
| ※　居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。　　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 平11老企25第3の1の3(1) |
| 第２　基本方針 |
| 2-1訪問入浴介護の基本方針 | 訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持等を図るものになっていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第43条平11厚令37第4条 |
| 2-2介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものになっていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 予防条例第43条平18厚労令35第46条 |
| 第３　人員に関する基準 |
| 3-1用語の定義等 | **「常勤換算方法」**　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 |  | 平11老企25第2の2の(1) |
| **「勤務延時間数」**　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |  | 平11老企25第2の2の(2) |
| **「常勤」**　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 |  | 平11老企25第2の2の(3) |
| ※　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問看護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。　　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  |  |
| **「専ら従事する・専ら提供に当たる」**　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。　この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企252の2の(4) |
| 3-2従業者 | ①事業所ごとに看護職員(看護師又は准看護師)を1人以上配置していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第44条第1項（1）平11厚令37第45条第1項1号 |
| ②介護職員を2人以上配置していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第44条第1項（2）平11厚令37第45条第1項2号 |
| ③訪問入浴介護従業者(看護職員、介護職員)のうち1人以上は、常勤を配置していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第44条第2項平11厚令37第45条第1項3号 |
| 3-3介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 | 介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第44条第3項平18厚令35第47条第3項 |
| 3-4管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。※次の場合であって、当該事業所の管理上支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。　なお、管理者は、訪問入浴介護従業者である必要はありません。ア　当該事業所で訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合。イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第45条平11厚令37第46条平11老企25第3の2の1（2）準用(第3の1の1(3)) |
| ４　設備に関する基準 |
| 4-1設備及び備品等 | ①事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。※事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。　なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行う区画が明確に特定されていれば足りるものとします。②専用の事務室又は区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保していますか。③サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品が備えられていますか。※訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)、車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備及び備品等を確保する必要があります。　特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。　ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第46条第1項基準条例第46条第1項平11厚令37第47条平11老企25第3の2の2(1)平11老企25第3の2の2(2)条例第46条第1項平11老企25第3の2の2(3) |
| 4-2　介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | 介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記１の①及び②）を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第46条第2項平18厚労令35第49条第2項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| 5-1内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。ア　運営規程の概要イ　訪問入浴介護従業者の勤務体制ウ　事故発生時の対応エ　苦情処理の体制オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)　等※　同意は、利用者及び訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。※　当該事業所が、他の介護保険に関する事業を実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えありません。※（電磁的方法による重要事項の提供）①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。　一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)　二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する事項を記録したものを交付する方法②　上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。④　事業者は、上記①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。　一　上記①に規定する方法のうち事業者が使用するもの　二　ファイルへの記録の方式⑤　上記④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。　　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第9条)平11厚労37第54条準用(第8条)準用(平11老企25第3の1の3(2))準用(平11老企25第3の1の3(2)) |
| 5-2提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | [ ]  いる[ ]  いない | 条例第54条の5準用(第10条)平11厚令37第54条準用(第9条)平11老企25準用(第3の1の3(3)) |
| 5-3サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第54条の5準用(第11条)平11厚労37第54条準用(第10条)準用(平11老企25第3の1の3(4)) |
| 5-4受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第12条)平11厚労37第54条準用(第10条)準用(平11老企25第3の1の3(5)) |
| ②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |
| 5-5要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第54条の5準用(第13条)平11厚労37第54条準用(第10条)準用(平11老企25第3の1の3(6)) |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 |
| 5-6心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第14条)平11厚令37第54条準用(第13条) |
| 5-7居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第15条)平11厚令37第54条準用(第14条) |
| ①　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |
| 5-8法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第54条の5準用(第16条)平11厚令37第54条準用(第15条)準用(平11老企25第3の1の3(7)) |
| 5-9介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 利用申込者が介護保険法施行規則第８３条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。　また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第494条準用(第453条)平18厚労令35第49条の9 |
| 5-10居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第17条)平11厚令37第54条準用(第16条) |
| 5-11居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第18条)平11厚令37第54条準用(第17条)準用(平11老企25第3の1の3(8)) |
| 5-12身分を証する書類の携行 | 訪問入浴介護従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。※　当該証書等には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第19条)平11厚令37第54条準用(第18条)準用(平11老企25第3の1の3(9)) |
| 5-13サービスの提供の記録 | サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。* 記載すべき事項は、次にあげるものが考えられます。

ア　訪問入浴介護の提供日イ　サービスの内容ウ　保険給付の額エ　その他必要な事項 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第20条)平11厚令37第54条準用(第19条)準用(平11老企25第3の1の3(10)) |
| サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保管しなければなりません。  | [ ]  はい[ ]  いいえ | 準用(平11老企25第3の1の3(10)) |
| 5-14利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問入浴に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。※　法定代理受領サービスとして提供される訪問入浴介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。②　法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。　　※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。※　介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。ウ　会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。　ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費イ　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第54条の5平11厚令37第48条第1項準用(平11老企25第3の1の3(11)①)条例第54条の5平11厚令37第48条第2項準用(平11老企25第3の1の3(11)②)条例第54条の5平11厚令37第48条第3項準用(平11老企25第3の1の3(11)②) |
| ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 条例第52条第4項平11厚令37第48条第4項準用（平11老企25 第3の1の3(11)④) |
| ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 法第41条第8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払いを受けた費用の額のうち、法４１条第4項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問入浴介護に要した費用の額とする。)及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。※　医療費控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療法管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者)の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。※　平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。医療系サービスと併せて利用しない訪問入浴介護において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの自己負担額(介護保険対象分)の10％が医療費控除の対象となります。この場合、該当す利用者の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額の10％)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載していください。従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 施行規則第65条「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡 |
| 5-15保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当無し | 条例54条の5準用(第22条）平11厚令37第54条準用(第21条）準用(平11老企25第3の1の3(12)) |
| 5-16訪問入浴介護の基本取扱い方針 | ①　訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第53条平11厚令37第49条 |
| ②　事業者は、自らの提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。※　提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図ってください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |  |
| 5-17介護予防訪問入浴介護の基本取扱い方針 | ①　介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 予防条例第53条第1項平18厚労令35第56条 |
| ②　自らがその提供する介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  | [ ]  はい[ ]  いいえ | 予防条例第53条第2項 |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。  | [ ]  はい[ ]  いいえ | 予防条例第53条第3項 |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 予防条例第53条第4項 |
| 5-18　訪問入浴介護の具体的取扱い方針 | ①　サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。※　サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条平11厚令37第50条第1号平11老企25第3の2の3(2)① |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平11厚令37第50条第2号平11老企25第3の2の3(2)② |
| ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。※　常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平11厚令37第50条第3号 |
| ④　サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。※　「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。※　「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平11厚令37第50条第4号平11老企25第3の2の3(2)③平11老企25第3の2の3(2)③ |
| ⑤　サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。※　「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。ア　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。イ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。ウ　消毒方法等についてはマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。　 | [ ]  はい[ ] いいえ | 平11厚令37第50条第5号平11老企25第3の2の3(2)④ |
| 5-19　介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。　 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第496条平18厚労令35第57条第1項1号 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平18厚労令35第57条第1項2号 |
| ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平18厚労令35第57条第1項3号 |
| ④　サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者としていますか。※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 | [ ] はい[ ]  いいえ | 平18厚労令35第57条第1項4号 |
| ⑤　サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平18厚労令35第57条第1項5号 |
| 5-20　介護職員等による喀痰吸引等について（以下、該当事業所のみ記入してください。） | 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らず、すべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した事業所において、たんの吸引等を実施することができるようになりました。貴事業所は該当しますか。※　制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。　○ 喀痰吸引等制度の概要　[検索方法]　厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等制度について」と入力し、該当するＰＤＦファイルを選択。１、認定特定行為業務従事者について①　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。②　認定特定行為従事者は何人いますか。２、登録特定行為事業者について①　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として市に登録していますか。業務開始年月日　　　　年　　　　月　　　　　日②　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。【登録している行為】該当するものを記入してください。（たん吸引）１、口腔内　２、鼻腔内　３、気管カニューレ内　（経管栄養）４、胃ろう又は腸ろう　５、経鼻経管栄養　　　　３　たん吸引等の業務の実施状況について①　介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。 ②　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 ③　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。④　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。⑤　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。⑥　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | [ ]  該当[ ]  非該当[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ | 平成23年11月11日社援発第1111号　厚生労働省社会・援護局長通知社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3同法施行規則第26条の2、3平成23年11月11日社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知 |
| 5-21　利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して市町村にその旨を通知していますか。ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときイ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第27条)平11厚令37第54条準用(第26条）準用(平11老企25　第3の一の3(15)) |
| 5-22　緊急時の対応 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。* 協力医療機関については、次の点に留意してください。

ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第50条平11厚令37第51条平11老企25第3の二の3(3) |
| 5-23　管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及び訪問入浴介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第51条第1項平11厚令37第52条 |
| ②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるのに必要な指揮命令を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第51条第2項平11老企25第3の二の3(4) |
| 5-24　運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　営業日及び営業時間エ　訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額オ　通常の事業の実施地域カ　サービスの利用に当たっての留意事項キ　緊急時等における対応方法ク　虐待の防止のための措置に関する事項ケ　その他運営に関する重要事項※　イのうち、「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません (第5-1の重要事項を記した文書に記載する場合も同様です)。※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入用介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われること妨げるものではありません。※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指します。※　キ「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。◎22頁「5-35　虐待の防止」を参照※　同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第52条平11厚令37第53条準用(平11老企25第3の1の3(19)①)準用（平11老企25第3の1の3(19)③)平11老企25第3の2の3(5)令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第2条準用(平11老企25第3の一の3(19)⑤)平11老企25第3の1の3(19) |
| 5-25　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切な訪問入浴介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。※　原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービスの提供の責任者である旨を明確にしてください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第32条第1項)平11厚令37第53条の2平11老企25第3の2の3(6)① |
| ②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。※　当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指します。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第32条第2項)平11老企25第3の2の3(6)② |
| ③　訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。その際、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めていますか。※　上記③前段について、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。※　上記③後段については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から実施するものです。　　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。④　適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第32条第3項)平11老企25第3の2の3(6)③条例第54条の5準用(第32条第4項)準用(平11老企25第3の1の3(21)④) |
| ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的なな言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。　特に以下の内容に留意してください。①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること　　等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
| 5-26　業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第32条の2第1項)平11厚令37第54条準用(第30条の2） |
| ②　訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第32条の2第2項) |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。※　訪問入浴介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。ア 感染症に係る業務継続計画　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止 に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　ｂ　初動対応　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃　　厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・　　水道等のライフラインが停止した場合の対策、必　　要品の備蓄等）　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体　　制等）　ｃ 他施設及び地域との連携※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  策定済[ ]  未策定[ ]  策定済[ ]  未策定※感染症対応研修[ ]  実施済[ ]  未実施※災害対応研修[ ]  実施済[ ]  未実施 | 条例第54条の5準用(第32条の2第3項)平11老企25第3の2の3(7)①平11老企25第3の2の3(7)②平11老企25第3の2の3(7)③平11老企25第3の2の3(7)④ |
| 5-27　衛生管理等 | ①　訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。　②　事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。※　訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じていますか。③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防　止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置　その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」　という。）を活用して行うことができるものとする　。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、　その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底　を図ること。二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防　止のための指針を整備すること。三　当該事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない | 条例第54条の5準用(第33条第1項)平11厚令37第54条準用(第31条）条例第54条の5準用(第33条第2項)準用(平11老企25　第3の1の3(23)①)平11老企25第3の2の3(8)② |
| 5-28　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。※　運営規程の概要、訪問入浴介護従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。イ　訪問入浴介護従事者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護師等の氏名まで掲示することを求めるものではありません。②　上記①に規定する事項を記載した書面を当該訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができます。※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、上記①の掲示に代えることができるものです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第34条第1項)予防条例第50条の4平11厚令37第54条準用(第32条）準用(平11老企25　第3の1の3(24)①)準用(平11老企25第3の1の3(24)②) |
| 5-29　秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。　※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとったりするなどの措置を講じてください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第35条第1項)予防条例第50条の5第1項平11厚令37第54条準用(第33条） |
| ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時などに取り決めてください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第35条第2項)予防条例第50条の5第2項平11厚令37第54条準用(第33条） |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。　※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第35条第3項)予防条例第50条の5第3項準用（平11老企25第3の1の3(25)③） |
| ④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。　※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。◎「個人情報の保護に関する法律」の概要ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うことイ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすることウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督することエ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないことオ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うことカ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること◎「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より本ガイダンスでは、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号）医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚労省） |
| 5-30　広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | [ ]  いる[ ]  いない | 条例第54条の5準用(第36条)予防条例第50条の6平11厚令37第54条準用(第34条） |
| 5-31　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | [ ]  いる[ ]  いない | 条例第54条の5予防条例第50条の7準用(第37条)平11厚令37第54条準用(第35条） |
| 5-32　苦情処理 | ①　提供した訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。　※　｢必要な措置｣とは、具体的には以下のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置するイ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにするウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するエ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第38条第1項）予防条例第50条の8第1項平11厚令37第54条準用(第36条）準用（平11老企25　第3の1の3(28)①） |
| ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。　※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。※　苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 |  | 条例第54条の5準用(第38条第2項）予防条例第50条の8第2項準用（平11老企25　第3の1の3(28)②）準用（平11老企25　第3の1の3(28)②） |
| ①　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第38条第3項）予防条例第50条の8第3項平11老企25第3の1の3(28)③ |
| ②　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第38条第4項）予防条例第50条の8第4項 |
| ③　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。　 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第38条第5項）予防条例第50条の8第5項 |
| ④　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、③の改善の内容を報告していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第38条第6項）予防条例第50条の8第6項 |
| 5-33　地域との連携 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第45条の5準用(第39条第1項）予防条例第50条の9第1項平11厚令37第58条準用(第36条の2）準用（平11老企25第3の1の3(29)①） |
| ②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第45条の5準用(第39条第2項）予防条例第50条の9第2項平11老企25第3の1の3(29)② |
| 5-34　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する訪問入浴の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。※　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第40条第1項)予防条例第50条の10第1項平11厚令37第54条準用(第37条）準用（平11老企25第3の1の3(30)①) |
| ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第40条第2項)予防条例第50条の10第2項平11厚令37第54条準用(第37条）準用（平11老企25第3の1の3(30)) |
| ③　利用者に対する訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 条例第54条の5準用(第40条第3項)予防条例第50条の10第3項準用（平11老企25第3の1の3(30)②) |
| 5-35　虐待の防止 | ①　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。※（高齢者虐待に該当する行為）ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。三　当該事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四　前記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、訪問入浴介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。・虐待の未然防止　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。・虐待等の早期発見　訪問入浴介護従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。・虐待等への迅速かつ適切な対応　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関す　ることイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村へ　の通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析か　ら得られる再発の確実な防止策に関することキ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果につい　ての評価に関すること②　虐待の防止のための指針(第２号)訪問入浴介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関す　る事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方　針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する　事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該訪問入浴介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該訪問入浴介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）訪問入浴介護事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。≪参照≫・　高齢者虐待防止法　→　従業者への研修の実施、苦情の処理体制の整備、　　　市町村への通報等・　埼玉県虐待禁止条例　→　虐待の早期発見、施設設置者による職員に対する　　　虐待防止等研修の実施等 | [ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない | 条例第54条の5準用(第40条の2)予防条例第50条の10の2平11厚令37第54条準用(第37条の2）高齢者虐待防止法第2条令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第2条準用(平11老企25第3の1の3(31))準用（平11老企25第3の1の3(31)) |
| 5-36　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取　扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分に　ついて」（平成13年3月28日 老振発第18号）ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉 法人会計基準の取扱いについて」 （平成24年3月29日　老高発第0329第1号） | [ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第41条)予防条例第50条の11 平11厚令37第54条準用(第38条）準用（平11老企25　第3の1の3(32)) |
| 5-37　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。ア　条例第20条第2項（居宅基準第19条第2項）に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録イ　条例第27条（居宅基準第26条）に規定する市町村への通知に係る記録ウ　条例第38条第2項（居宅基準第36条第2項）に規定する苦情の内容等の記録エ　居宅基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録※　上記②の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  はい[ ]  いいえ | 条例第54条の5準用(第42条第1項)平11厚令37第53条の3条例第54条の5準用(第42条第2項)準用（平11老企25　第3の1の3(33)) |
| 5-38　電磁的記録等 | ①　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る　電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ま　たは磁気ディスク等をもって調製する方法によって　ください。イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法　によってください。　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る　　電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディス　　ク等をもって調製するファイルにより保存する方　　法　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により　　読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に　　係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気デ　　ィスク等をもって調製するファイルにより保存す　　る方法ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によってください。②　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。　※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。※　上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | [ ]  いる[ ]  いない[ ]  いる[ ]  いない | 条例第255条第1項平11厚令37第217第1項条例第255条第2項平11厚令37第217第2項平11老企25第5の2 |
| 第６　変更の届出等 |
| 6-1　変更の届出等 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。※　「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。ア　事業所の名称及び所在地イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該訪問入浴介護事業に関するものに限る。）エ　事業所の平面図並びに設備及び備品の概要オ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 カ　運営規程 キ　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 法第75条第1項施行規則131条(規則115条参照)法第75条第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い |
| 7-1　訪問入浴介護費の算定 | 看護職員1人及び介護職員2人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えありません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平12厚告19別表2のイ注1平12老企36第2の3(1) |
| 7-2　介護予防訪問入浴介護費の算定 | 看護職員1人及び介護職員1人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば、派遣する職員が2人とも看護職員であっても差し支えありません。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平18厚労告127別表1のイ注1平18-0317001別紙1第2の2(1) |
| 7-3　高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。※　厚生労働大臣が定める基準指定（介護予防）居宅サービス等基準第54条において準用する指定（介護予防）居宅サービス等基準第37条の2（第53条の10の2）に規定する基準に適合していること。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 平12厚告19別表2のイ注2平18厚労告127別表1のイ注2平27厚労告95第4の4厚労告95第100の10 |
| 7-4　業務継続計画未策定減算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。※　厚生労働大臣が定める基準指定（介護予防）居宅サービス等基準第54条において準用する指定（介護予防）居宅サービス等基準第30条の2第1項（第53条の2の2第1項）に規定する基準に適合していること。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  非該当 | 平12厚告19別表2のイ注3平18厚労告127別表1のイ注3平27厚労告95第4の5平27厚労告95第100の11 |
| 7-5　介護職員3人で訪問入浴介護を行った場合 | 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。※　この場合に、サービスの提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平12厚告19別表2のイ注2平12老企36第2の3(2) |
| 7-6　介護職員2人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員2人が介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。※　この場合に、サービスの提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平18厚労告127別表1のイ注2平18-0317001別紙1第2の2(2) |
| 7-7　清拭・部分浴 | 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平12厚告19別表2のイ注3平18厚労告127別表1のイ注3 |
| 7-8　事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い | 訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上住居する建物に住居する利用者を除く。）又は訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に住居する利用者に対して、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。①　「同一敷地内建物等」とは、当該訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。②　同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義ア　「当該訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建物を指すものであり、当該建築物に当該訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。イ　この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。③　当該減算は、訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。（同一敷地内建物等に該当しないものの例）・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合④　上記①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該訪問入浴介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。⑤　同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該訪問入浴介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。イ　この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平12厚告19別表2のイ注4平18厚労告127別表1のイ注4平12老企36準用(第2の2(14)①)平12老企36準用(第2の2(14)②)平12老企36準用(第2の2(14)③)平12老企36準用(第2の2(14)④)平12老企36準用(第2の2(14)⑤) |
| 7-9　訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。 | [ ]  いる[ ]  いない | 平12厚告19別表2のイ注8 |
| 7-10　介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。 | [ ]  いる[ ]  いない | 平12厚告19別表2のイ注8 |
| 7-11　初回加算(介護予防も同様) | 新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行った場合は、1月につき200単位を加算していますか。※　初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能です。※　当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 平12厚告19別表2のロ平18厚労告127別表1のロ平12老企36第2の3(7)①平12老企36第2の3(7)② |
| 7-12　認知症専門ケア加算(介護予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。）（1）認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　　3単位（2）認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　　4単位別に厚生労働大臣が定める基準ア　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。　②　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること③　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。イ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　ア（2）及び（3）の基準のいずれにも適合すること。②　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。③　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。　④　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。　別に厚生労働大臣が定める者（1）認知症専門ケア加算(Ⅰ) 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（2）認知症専門ケア加算(Ⅱ)日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者※　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指します。※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指します。※　認知症の生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が２分の１以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31 日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものです。※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。　また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものです。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし[ ]  (Ⅰ)[ ]  (Ⅱ) | 平12厚告19別表2のハ平18厚労告127別表1のハ平27厚労告95第3の4号平27厚労告94第三の三号、第七十四の四号平12老企36第2の3(8)①平12老企36第2の3(8)②平12老企36第2の3(8)③平12老企36第2の3(8)④平12老企36第2の3(8)⑤ |
| 7-13　看取り連携体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回について所定単位数を加算していますか。看取り連携体制加算　　64単位※　看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、告示に定める基準に適合する利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、指定訪問入浴介護事業所において行った看取り期における取組を評価するものです。　死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することができません。※　「利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制」とは、指定訪問入浴介護事業所が病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「訪問看護ステーション等」という。）と連携し、緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの連絡方法や必要に応じて訪問看護等が提供されるよう、サービス提供の日時等に関する取り決めを事前に定めた上で、利用者の状態等に応じて、指定訪問入浴介護事業所から訪問看護ステーション等へ連絡ができる体制を整えることとします。※　管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。ア　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方イ　訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含む）ウ　利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法エ　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式オ　その他職員の具体的対応等※　看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行います。※　看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。ア　利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録イ　看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録※　利用者の看取りに関する理解を深めるため、利用者の状態または家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。※　指定訪問入浴介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、訪問入浴介護の利用を終了した翌月についても自己負担を請求されることになります。このため、利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。※　指定訪問入浴介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関との継続的な関わりを持つことが必要です。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状況を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状況を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。※　本人又はその家族に対する随時の説明にかかる同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況について記載しておくことが必要です。なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。※　看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |  |
| 7-14　サービス提供体制強化加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。）（1）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　44単位（2）サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　　36単位（3）サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　　12単位別に厚生労働大臣が定める基準ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。　②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。　③　当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。④　次のいずれかに適合すること。一　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。二　当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。イ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　上記アの①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　②　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。　ウ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　上記アの①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　②　次のいずれかに適合すること。一　当該訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100の50以上であること。二　当該訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。※　訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。また、「定期的」とはおおむね1月に1回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。・利用者のＡＤＬや意欲・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・家族を含む環境・前回のサービス提供時の状況・その他のサービス提供に当たって必要な事項※　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとします。　ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。　なお、介護福祉士又は実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。※　上記ただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。※　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし[ ]  (Ⅰ)[ ]  (Ⅱ)[ ]  (Ⅲ) | 平12厚告19別表2のニ平18厚労告127別表1のニ平27厚労告95第五号平12老企36第2の3(9)①平12老企36第2の3(9)②平12老企36第2の3(9)②平12老企36第2の3(9)③平12老企36第2の3(9)④平12老企36第2の3(9)⑤平12老企36第2の3(9)⑥平12老企36第2の3(9)⑦平12老企36第2の3(9)⑧ |
| 7-15　介護職員等処遇改善加算(介護予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。（1）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）上記1から12までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数（2）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　上記1から12までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）上記1から12までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（4）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）上記1から12までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数別に厚生労働大臣が定める基準1. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。（2）当該訪問入浴介護事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。（3）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。（4）当該訪問入浴介護事業所において、事業年度ごと　　に介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。（5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。（6）当該訪問入浴介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。（7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。 （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 （六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。（8）（2）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。1. 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

　上記①（1）から（6）まで、（7）（一）から（四）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。1. 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（1）上記 ①（1）から（6）まで及び（8）に掲げる基準に適合すること。（2） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件の全てに適合すること。　 ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内　 　容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　　ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全て の介護職員に周知していること。　(二）次に掲げる要件の全てに適合すること。　　ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を　　　策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　　ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知している こと。※加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）のいずれかを算定している場合は、その他の加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）は算定できません。※介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年老発0315第2号）を参照してください。　具体的な手続きについては、「さいたま介護ネット」に掲載しているので参考にしてください。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし[ ]  (Ⅰ)[ ]  (Ⅱ)[ ]  (Ⅲ)[ ]  (Ⅳ) | 平12厚告19別表2のヘ平18厚労告127別表1のホ平27厚労告95第六号準用（第四号）平12老企36第2の3(10) |
| 第８　その他 |
| 8-1　サービス利用前の健康診断書の提出 | サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていませんか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。※　訪問入浴介護･･･については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考える。　しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。（平成13年３月28日 運営基準等に係るＱ＆Ａ） | [ ]  いる[ ]  いない |  |
| 8-2　介護サービス情報の報告及び公表 | 指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。※原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。 | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  該当なし | 法第115条の35第1項施行規則第140条の43施行規則第140条の44 |
| 8-3　法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。　　届出年月日〔　　　　年　　月　　日〕　　法令遵守責任者　職名〔　　　　　　　　　　〕　　　　　　　　　　氏名〔　　　　　　　　　　〕※事業者が整備等する業務管理体制の内容◎事業所の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等◎事業所の数が20以上100未満・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ◎事業所の数が100以上・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | [ ]  はい[ ]  いいえ | 法第115条の321. 第2項

施行規則第140条の40施行規則第140条の39 |
| ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |  |
| ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。※具体的な取組を行っている場合には、次のアからカをチェックし、カについては、内容を記入してください。ア　介護報酬の請求等のチェックを実施イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっているウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ　業務管理体制についての研修を実施しているオ　法令遵守規程を整備しているカ　その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | [ ]  はい[ ]  いいえ[ ]  ア[ ]  イ[ ]  ウ[ ]  エ[ ]  オ[ ]  カ |  |
| ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | [ ]  はい[ ]  いいえ |  |